### 八洲学園大学 学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学(以下「本学」という。)の正科生と科目等履修 生及び特修生(以下「在学生」という。)の身分等の取り扱い及び在学生が学内 において設立して認定された団体(以下「学生団体」という。)を定めるもの とする。

#### (学生証の交付)

- 第2条 学生証は、正科生として入学した場合にのみ交付される。
  - 2 学生証は、他人に貸与、又は譲渡してはならない。
  - 3 本学教職員から請求があったときは、学生証を提示しなければならない。
  - 4 学生証の有効期限は、最長4年とする。有効期限を経過したものは、更新手続きを取らなければならない。

#### (学生証の再交付)

第3条 紛失や破損、氏名変更が発生した等、学生証の使用が困難となった場合は、 すみやかに学生証の再発行申請を教務課に行うこと。なお古い学生証が手元に ある場合、再交付の際に返還しなければならない。

### (学生証の返環)

第4条 卒業、修了、退学等により正科生の身分を失ったときは、直ちに学生証を教 務課に返還しなければならない。

#### (登録情報の変更)

- 第5条 在学生の氏名に変更があったときは、すみやかに登録情報変更申請を行い、 かつ変更前後の氏名が確認できる(旧姓表記のある)発行から 6ヶ月以内の公 的証明書等の写しを教務課に提出しなければならない。
  - 2 住所、電話番号、郵送物住所、勤務先、その他の連絡先等に変更があったときは、すみやかに登録情報変更申請を行わなければならない。

#### (休学手続き)

第6条 在学生が休学を希望するときは教務課に事前相談し、休学申請を行い、教授 会で承認を得なければならない。

### (復学手続き)

第7条 在学生が復学を希望するときは復学申請を行い、教授会で承認を得なければ

ならない。

(留学手続き)

第8条 正科生が留学を希望するときは留学願(別紙様式1)を教務課に提出し、学 長の許可を得なければならない。

(退学・終了・リカレント修了手続き)

第9条 在学生が退学、終了あるいはリカレント修了を希望するときは退学(終了)申請または退学(リカレント修了)申請を行い、教授会で承認を得なければならない。

(修業期間の延長手続き)

第10条 科目等履修生が修業期間満了後も引き続き在学を希望する場合は、修業期間延長申請を行い、教授会で承認を得なければならない。

(学生団体の設立と認定)

- 第11条 学生団体として認定を受けるには、次の各号を満たさなければならない。
  - (1) 本学の教育目的に沿うものであること
  - (2) 本学の在学生を組織の対象とすること
  - (3) 課外活動を目的として組織すること
  - (4) 計画的に運営すること
  - (5) 専任教職員が顧問となり活動についてその指導助言を行うこと
  - (6) 当該団体責任者は、正科生とすること
  - (7) 学生団体設立願(別紙様式2)を教務課に提出し教授会で承認を得ること
  - (8) 前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員名等を変更しようとするときは、学生団体変更願(別紙様式3)を教務課に提出すること

(学生団体の解散)

第12条 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散願(別紙様式5)を教 務課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年2月17日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年10月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和7年11月25日から施行する。

					20	年	目	
八洲学園大学 学長縣	L Z				20	<del>-</del>	71	
		学 籍						
						生涯学習		
	<b></b>	生生の						
			<b>戊</b> 名_					<u>ED</u>
	下記の通	り、留学	を願いと	出ます	۲.			
			記					
		Ē	iĽ					
留学目的								
期間	20	年 ———	月 ———	日	$\sim$ 20	年	月	日
受入大学名								
及び所在地								
留学期間中の								
連絡先								

# 学生団体設立願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生	学籍番号_		
	所 属_	生涯学習学部	
学 生	の種類	正科生	
	_ 氏 名		印

下記の通り、学生団体の設立を願い出ます。

記

団 体 名					
団体の目的					
事業の概要					
設 立 (予 定) 年 月 日	20	年	月	日	
役員名					
構成人数					人

※団体の規約、構成員名簿を添付すること。

# 学生団体変更願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生 学籍番号	
所 属	生涯学習学部
学 生 の 種 類	正科生
 氏 名	

下記の通り、学生団体の変更を願い出ます。

記

団 体 名	変更前									
	変更後									
学生団	体設立年月日		20	)	年		月	F	3	
もしくは「学生	E団体設立願」提出日	Ī	設	立		•		提	出	
団	体の目的									
事業	きの概要									
役	党員名									
変 更	5年月日		20		年		月		日	

※団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

# 学生団体解散願

20 年 月 日

八洲学園大学 学長殿

責任学生 学籍番号	
所 属	生涯学習学部
学生の種類	正科生
 氏 名	(FI)

下記の通り、学生団体の解散を願い出ます。

記

団 体 名	
学生団体設立年月日 もしくは「学生団体設立願」提出日	20 年 月 日 設 立 ・ 提 出
解散年月日	20 年 月 日
解散の理由	